

# 三重国際水準GAP支援制度実施要綱

農林水第15-347号  
令和6年10月25日制定  
農林水産部長通知

## (目的)

第1条 この要綱は、国際水準GAP認証適合基準に則した農産物の生産を支援するための制度（以下「三重国際水準GAP支援制度」という。）について、必要な事項を定め、三重国際水準GAP支援制度を円滑に運用することで、食品安全・環境保全・労働安全につながる農業の生産工程の管理（以下「GAP」という。）の取組の普及を図り、生産者の農業経営の持続可能な発展を目指すことを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、別添1のとおりとする。

国際水準GAP、国際水準GAP認証適合基準、国際水準GAP認証適合基準書、農産物

## (三重国際水準GAP支援制度の仕組み)

第3条 三重国際水準GAP支援制度は、知事が次の各号に掲げる取組を実施することにより、生産者または団体による国際水準GAP認証適合基準に則したGAPの取組を支援する仕組みとする。

- (1) GAPの取組に対する現地確認の実施及び改善点の指摘
- (2) (1)の改善点に係る課題を解決するための提案
- (3) 改善状況の確認
- (4) (1)及び(3)を踏まえた生産者に対する評価の実施

## (対象農産物)

第4条 三重国際水準GAP支援制度の対象とする農産物は、三重県内で生産される穀類、青果物（きのこを含む。）及び茶（以下「対象農産物」という。）とする。

## (申請の条件)

第5条 三重国際水準GAP支援制度に申請できる生産者または団体は、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

### 2 生産者の要件

- (1) 三重国際水準GAP支援制度の目的に賛同する者であること。
- (2) 三重県内に生産の拠点があること。
- (3) 独立した農業経営体であること。
- (4) 対象生産物について、別に定める規模以上の生産を行っていること。

- (5) G A P の取組について、申請前に、国際水準G A P認証適合基準に基づく手順を構築していること。
- (6) 申請前に前号の手順を三月以上実践し、自己点検を行っていること。
- (7) 前号の自己点検において改善点が認められた場合には、その改善に取り組んでいること。

### 3 団体の要件

- (1) 三重国際水準G A P支援制度の目的に賛同すること。
- (2) 三重県内に生産の拠点があること。
- (3) 共通の管理方法により農産物の生産を行う個人または法人で構成する組織であること。
- (4) 申請する農産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有すること。
- (5) 対象生産物について、団体に所属する個人又は法人が別に定める規模以上の生産を行っていること。
- (6) G A P の取組について、申請前に、国際水準G A P認証適合基準に基づく手順を構築していること。
- (7) 申請前に前号の手順を三月以上実践し、組織内で自己点検を行っていること。
- (8) 前号の自己点検において改善点が認められた場合には、その改善に取り組んでいること。

#### (申請)

第6条 三重国際水準G A P支援制度に基づく支援を受けようとする生産者または団体（以下「申請者」という。）は、別に定めるところにより、第5条2の(6)または3の(7)の自己点検の結果を記載した国際水準G A P認証適合基準書を添えて、知事に申請をすることができる。

#### (支援)

第7条 前条の申請をした申請者が第5条各号に掲げる条件を満たすと認められる場合には、知事は、当該申請者（以下「支援対象者」という。）のG A Pの取組に対する現地確認その他の第3条各号に掲げる取組の実施により、支援対象者のG A Pの取組の支援を行うものとする。

#### (G A Pの取組に対する現地確認)

第8条 知事は、別に定めるところにより、支援対象者のG A Pの取組に対する現地確認を行い、当該G A Pの取組の認証適合基準に対する適合の程度を確認するものとする。

- 2 前項の規定による現地確認の過程において、支援対象者のG A Pの取組が国際水準G A P認証適合基準書の必須項目の三割以上に適合していないことが確実であることが判明した場合には、知事は、現地確認を中止することができる。
- 3 知事は、別に定めるところにより、第1項の規定による現地確認の結果及

びそれに基づく改善点を支援対象者に通知をするものとする。ただし、前項の規定により現地確認を中止した場合には、この限りでない。

- 4 知事は、別に定めるところにより、第1項の規定による現地確認の結果及びそれに基づく改善点を第10条第1項に規定する三重国際水準GAP支援会議に報告をするものとする。ただし、第2項の規定により現地確認を中止した場合には、この限りでない。

(改善の提案等)

第9条 前条第3項の規定により改善点の通知をした場合には、知事は、当該通知に係る支援対象者に対し、当該改善点に係る課題を解決するための提案及びその課題の改善状況の確認を行うものとする。

- 2 知事は、別に定めるところにより、次条第1項に規定する三重国際水準GAP支援会議に対し、前項の規定による提案及び改善状況について報告をするものとする。

(三重国際水準GAP支援会議の設置)

第10条 三重国際水準GAP支援制度を適正に運用するため、別に定めるところにより、第三者機関として三重国際水準GAP支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

- 2 支援会議は、第8条第4項及び前条第2項の報告の内容について審議を行い、知事に対し、支援対象者ごとにその支援に必要となる事項について助言を行うものとする。

(評価)

第11条 支援会議は、第8条第1項の規定による現地確認及び第9条第1項の規定による改善状況の確認の結果並びに前条第2項の規定による助言の内容に基づき、支援対象者のGAPの取組に関して評価を行うものとする。

- 2 知事は、別に定めるところにより、支援対象者に対し、当該支援対象者に係る前項の規定による評価の結果を通知するものとする。

(申請の変更等)

第12条 支援対象者は、第6条の申請の内容を変更しようとするときは、別に定めるところにより、知事に変更の申請をしなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 支援対象者は、前項ただし書の別に定める軽微な変更をしたときは、別に定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第7条の規定は、第1項の規定による変更の申請について準用する。

- 4 支援対象者は、三重国際水準GAP支援制度に基づく支援を辞退する場合（第6条の申請の内容を変更しようとする場合であって、その変更により対象生産物の生産が第5条（4）の規模を下回る場合を含む。）には、速やかに知事に辞退届を提出するものとする。

5 知事は、前項の規定により辞退届を受理した場合には、当該辞退届を提出した支援対象者に対する支援を中止するものとする。

(支援対象者の遵守事項)

第13条 支援対象者は、誠意を持って、GAPに取り組むよう努めなければならない。

2 支援対象者は、知事が実施する支援に誠実に対応するよう努めなければならない。

3 支援対象者は、毎年の4月1日から翌年3月31日までの間に必ず1回は、当該支援対象者に対する第8条第1項の規定による現地確認その他の第3条各号に掲げる取組による知事の支援を受けなければならない。

(支援対象者に対する指導等)

第14条 知事は、支援対象者が前条各項の規定による義務を怠っていると認められる場合又は第8条第2項の規定により現地確認の中止をした場合には、当該支援対象者に対して是正に向けた指導をすることができる。

2 前項の指導をした場合であって、支援対象者の改善が認められないときは、知事は、当該支援対象者に対する支援を中止するものとする。

(情報の取扱い)

第15条 第3条各号に掲げる取組の実施による支援及び第6条の申請により把握した情報については、三重県個人情報保護条例に従って知事が責任をもって管理し、GAPの普及推進の用途以外には使用しないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

第1条 三重国際水準GAP支援制度実施要綱（令和3年10月7日付け農林水第17-360号農林水産部長通知）は、廃止する。

第2条 知事はこの要綱の施行後、三重県国際水準GAP推進方針2030の推進期間中、この要綱の施行状況等を勘案し、GAPの推進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別添

## 三重 G A P 認証支援制度実施要綱 用語の定義

国際水準G A P : GLOBALG. A. P. 、 ASIAGAP 及び JGAP をいう。

国際水準G A P 認証適合基準 : 国際水準 GAP である GLOBALG. A. P. 、 ASIAGAP 、 JGAP における管理点ごとに適切な農場管理の状態について、客観的な判断基準を示したもの。

国際水準G A P 認証適合基準書 : GLOBALG. A. P. においては、「チェックリスト」を、 ASIAGAP 、 JGAP は、「農場用 管理点と適合基準」をいう。

農産物 : 作物が圃場で収穫された後は「農産物」とよび、収穫前の「作物」と区別する。